

第32回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和2年11月25日 13:30~15:00		
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 議会議場		
3. 出席委員	1番 志賀 忠浩委員 4番 成田 俊英委員 7番 村上 正人委員 10番 細川 裕委員 13番 松下 裕幸委員 17番 野澤 熱委員 20番 清水 幸治委員	2番 山崎 隆史委員 5番 大坂 博文委員 8番 佐藤 裕司委員 11番 野村 照明委員 14番 菊池 利治委員 18番 廣瀬女公美委員 21番 浅野 徳昭委員	3番 福西 範委員 6番 金子 靖委員 9番 稲場 洋二委員 12番 大畠 札子委員 16番 田井 克廣委員 19番 佐藤 泰正委員
	(以上 20名)		
4. 欠席委員	15番 熊坂 隆雄委員		
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 山根 憲治 次長 秋元 公宏 次長 高山 直樹 (以上 3名)		
	会議録署名委員の指名 2番 山崎 隆史委員 4番 成田 俊英委員		
6. 議事日程	会期決定について 令和2年 11月 25日 (1日) 報告第65号 現況証明願について (市街化区域) 議案第149号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第150号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第151号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第152号 農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取について		

議長 野村会長	それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第32回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は20名です。 議事録署名人に2番、山崎隆史委員、4番、成田俊英委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日11月25日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 山根事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。 報告第65号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。
事務局 山根事務局長	それでは、議案書の3ページにございます、報告第65号「現況証明願」について報告します。 土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。 今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が3件ございました。 議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。 公簿地目が牧場になっております██████████の一筆、面積████m ² の土地について、所有者である████氏から現況証明願があり、10月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、11月2日に会長専決により証明書の発行を行いました。 次に、表の2番は、資料が8ページから10ページにございます。 公簿地目が畠になっております██████████の一筆、面積████m ² の土地について、所有者の████氏の代理人である、██████████氏から現況証明願があり、10月30日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は宅地でしたので、11月2日、会長専決により証明書の発行を行いました。 次に表の3番は、資料が11ページから13ページにございます。 公簿地目が畠になっております██████████、他一筆、合計████m ² の土地について、所有者である████氏から現況証明願があり、11月5日、事務局職

員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は2筆とも宅地でしたので、11月10日に会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、3件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま報告がありました報告第65号「現況証明願」について質問等を求める。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

それでは、次に、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書の14ページにございます、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、阿寒地区で2件と音別地区で2件の通知がございました。

議案書15ページの表の1番は、資料が17ページと18ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、借主であります [REDACTED]との間で、令和2年11月2日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番は、資料が19ページと20ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、借主であります [REDACTED] 氏との間で、令和2年11月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の3番は、資料が21ページから23ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他7筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、借主であります [REDACTED]との間で、令和2年10月12日に合意解約を行い、同日通知がございました。

続いて、議案書16ページの表の4番は、資料が21ページと24ページ、25ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他18筆、合計 [REDACTED] m²の農用地について、借主であります [REDACTED]との間で、令和2年10月12日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、4件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議を致しますが、1番につきましては、菊池利治委員が議事参与の制限にあたります。

また、3番、4番につきましては、大坂博文委員が議事参与の制限にあたります。
従いまして、最初に1番を審議した後に、3番と4番を一括して審議し、最後に2番を審議致します。

それでは、1番を審議致しますので、菊池委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

議長
野村会長

委員
委員一同

それでは、1番を審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数と認め、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。
退室されている菊池委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、3番と4番を一括して審議致しますので、大坂委員は退室をお願い致します。

(大坂委員退室)

議長
野村会長

委員
委員一同

それでは、3番と4番を一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の3番及び4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長	
野村会長	賛成多数と認め、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の3番及び4番については、原案のとおり決定致します。 退室されている大坂委員は入室して下さい。
	(大坂委員入室)
議長	
野村会長	3番と4番は、原案のとおり決定致しました。 それでは、2番を審議致します。 質問、意見を求めます。
委員	
委員一同	なし
議長	
野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長	
野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第149号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番については、原案のとおり決定致します。 それでは、次に、議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します。 事務局より説明して下さい。
事務局	
山根事務局長	それでは、議案書の26ページにございます、議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。 農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。 今回は、阿寒地区で1件の許可申請がありました。 お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。 議案書27ページの表の1番は、資料が28ページと29ページにございます。 [REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] の一筆、面積 [REDACTED] m ² の農用地について、[REDACTED] 氏に賃貸借を行うものでございます。 以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。
議長	
野村会長	ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の廣瀬女公美委員より報告をお願いします。
委員	
廣瀬委員	議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の1筆、
[REDACTED]m²の農用地を、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円にて、賃貸借を行うものであります
が、令和2年1月13日、阿寒地区農業委員3名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論になりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

廣瀬委員、ありがとうございました。

それでは、議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第150号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第151号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
山根事務局長

それでは、議案書の30ページにございます、議案第151号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、音別地区で4件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書31ページの表の1番は、資料が32ページと33ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他2筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に無償による所有権移転を行うものです。

次に、表の2番は、資料が34ページと35ページにございます。

[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]の一筆、面積 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]に無償による所有権移転を行うものです。

次に、表の3番は、資料が36ページと37ページにございます。

[REDACTED]が所有する、[REDACTED]、他9筆、合計 [REDACTED]m²の農用地について、[REDACTED]氏に年間 [REDACTED]円で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番は、資料が38ページから40ページにございます。

██████████が所有する、██████████、他6筆、
合計 █████m²の農用地について、██████████に年間 █████円で賃貸借
を行うものです。

以上、4件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、
2番と4番につきましては、大坂博文委員が議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に2番と4番を一括して審議した後に、1番と3番を一括して審
議致します。

それでは、2番と4番を一括して審議致しますので、大坂博文委員は退室をお願い
致します。

(大坂委員退室)

議長

野村会長

それでは、2番と4番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

「農用地利用集積計画の決定」の2番と4番について、原案に賛成の委員は挙手を
お願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、「農用地利用集積計画の決定」の2番及び4番については、原案の
とおり決定致します。

退室されている大坂博文委員は入室して下さい。

(大坂委員入室)

議長

野村会長

2番と4番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、1番と3番を一括して審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

「農用地利用集積計画の決定」の1番と3番について、原案に賛成の委員は挙手を
お願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、原案のとおり決定致します。

次に、議案第152号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

山根事務局長

それでは、議案書41ページにございます、議案第152号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について説明致します。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2では、市町村は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により、同項の農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会の意見を聞くことが義務付けられております。

今回は、5件の意見聴取がございました。

議案書42ページの表の1番は、資料が43ページから45ページにございます。

事業主体である[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

なお、本件については、11月6日、音別地区的農業委員5名と事務局職員3名で現地調査及び協議を実施しております。

次に、表の2番は、資料が43ページと46ページ、47ページにございます。

事業主体である、[REDACTED]が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

また、調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の3番は、資料が43ページと48ページ、49ページにございます。

事業主体である[REDACTED]氏が所有する、[REDACTED]、他1筆、合計[REDACTED]m²について、植林のため、農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の4番は、資料が43ページと50ページ、51ページにございます。

事業主体である[REDACTED]が所有する、[REDACTED]、の1筆、面積[REDACTED]m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

次に、表の5番は、資料が43ページと52ページから55ページにございます。

事業主体である[REDACTED]が所有する[REDACTED]、の1筆、面積[REDACTED]m²について、植林のため農用地区域より除外し、用途区分を農地から農地以外に変更するものです。

調査日及び調査委員は、番号1番と同じになります。

以上、「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」の1番から5番について、協議の結果を委員長の山崎隆史委員から報告願います。
委員 山崎委員	議案第152号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等」の1番から5番の調査報告をいたします。 本件は、農業振興地域整備計画では、農地及び混木林地とされている、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、の計8筆、合計 [REDACTED] m ² の土地について、事業主体である [REDACTED] 氏他4名より、森林經營計画に基づく植林のため、農業振興地域内の農用地区域から除外するため、農用地利用計画の変更申請があり、令和2年11月6日、音別地区農業委員5名及び事務局3名で現地調査を実施した結果、計画変更には異存はなく、本申請はやむを得ないと判断いたしました。 以上、現地調査結果について報告しますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
議長 野村会長	山崎委員、ありがとうございました。 それでは「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等に係る意見聴取」について審議致します。
委員 委員一同	質問、意見を求めます。 なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第152号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等」の1番から5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手) 全会一致で賛成と認め、議案第152号「農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の変更等」の1番から5番については、原案のとおり決定致します。 これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。 なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和2年 11月 25日

議長

野村 駿一郎

署名委員

山崎 隆史

署名委員

成田 俊英